

平成24年7月18日

殿

法務省入国管理局参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

平成24年6月21日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

複数の外国人が、本邦の事業に投資している外国人に代わって、当該事業の経営又は管理に従事とする在留資格「投資・経営」への在留資格変更許可申請は、出入国管理及び難民認定法第20条第3項の対象となり得る。

2 理由

「投資・経営」の在留資格は、相当額の投資をして、その投資をした資金の維持・拡大を図る観点から、会社等の事業の運営に参画することを目的として入国・在留する者を対象として設けられているものであり、複数の外国人が事業の経営又は管理に従事する場合、それぞれの外国人の活動が「投資・経営」の在留資格に該当するといえるためには、当該事業の規模、業務量、売上等の状況を勘案し、当該事業の経営又は管理が複数の外国人により行われることについて合理的な理由があるものと認められる必要があり、投資額もその際の判断要素の一つとなる。

当省のホームページに公表している「在留資格「投資・経営」の基準の明確化（2名以上の外国人が共同で投資し、事業を運営する場合の取扱い）」は、括弧内にも記載しているとおり、2名以上の外国人が共同で投資し、事業を運営する場合の取扱いの考え方を明らかにしたものであるが、今回の照会に係る事案のように、複数の外国人が、本邦の事業に投資している外国の法人に代わって、当該

事業の経営又は管理に従事する場合についても、同取扱いの「1 基本的な考え方」に明記している事項中「(2) それぞれの外国人が相当額の投資をしていること」を除く事項について審査し、かつ、当該外国の法人の投資額も考慮した上でこれらの外国人の行う活動が事業の経営又は管理に当たるものであるか否かを判断することとなる。